

# 平成 30 年度税制改正 15

## ( 特例事業承継税制について )

### 特例承継計画の策定の仕方

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 山崎 崇央

特例事業承継税制の適用を受ける為には、「特例承継計画」の要件として「事業承継計画」を策定し実施する必要がある。

尚、「事業承継計画」の作成にあたっては、1. 経営者の気付きと動機付け 2. 現状分析 3. 方向性の決定 4. 事業承継計画の策定・スケジュール化 5. 計画の実施・見直し の5ステップを踏まえる必要がある。

#### 1. 経営者の気付きと動機付け

過去の延長で経営を考えず、戦略的思考を持ち今後の経営の在り方を考える。

自ら気付き動機付けをできるように見直しの時間を設け、早期に事業承継について真剣に考える必要がある。

#### 2. 現状分析

承継にあたり、会社の現状分析をすることが大切です。現経営者が当然のように知っていることでも、後継者にとってはそうでないことがあります。特に借入等の負の部分については伝わり難い為、注意する必要があります。

#### 3. 方向性の決定

現状分析をした結果、後継者にふさわしい者が従業員や外部の者であり、親族外承継を行うこともあり得る。後継者が見つからない場合には、企業価値が高いうちに売却するのも選択肢の一つとして考えられる。

#### 4. 事業承継計画の策定・スケジュール化

承継に向け、必要な項目ごとに「いつ」「誰が」「何を」行うのかを決定し、スケジュールリングする必要がある。

承継は取り扱う分野が多岐にわたる為、目的・手段を整理してまとめ何のために行っている作業なのかを理解する必要がある。

#### 5. 計画の実施・見直し

事業承継計画を作成した後は、スケジュール通りに実施する。

当初の前提としていた経営環境に変化が生じる等、想定外のことも発生する為、適時適切に計画を見直し変化に対応する必要がある。